

○浦安市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例

平成27年12月25日

条例第41号

改正 平成28年7月8日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用及び法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(個人番号の利用範囲等)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の機関の欄に掲げる機関（法令又は条例若しくは規則その他の規程（以下「法令等」という。）の規定により同表の事務の欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の事務の欄に掲げる事務、法別表第2の第1欄に掲げる市の機関（法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う同欄に掲げる事務及び法別表第1の上欄に掲げる市の機関（法令等の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第4項において同じ。）が行う同項に規定する規則で定める事務とする。

2 別表第1の機関の欄に掲げる機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。

3 法別表第2の第1欄に掲げる市の機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報その他規則

で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

4 法別表第1の上欄に掲げる市の機関は、同表の下欄に掲げる事務のうち規則で定めるものを処理するために必要な限度で、規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

5 前3項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供等)

第4条 別表第2の情報提供機関の欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の情報照会機関の欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の事務の欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めたときは、当該特定個人情報を提供することができる。

2 法別表第2の第3欄に掲げる市の機関（法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の第1欄に掲げる市の機関（法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、同欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めたときは、当該特定個人情報を提供することができる。

3 前2項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年7月8日条例第28号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1（第3条第1項・第2項）

番号	機関	事務	特定個人情報
1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の

			支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、2の項事務の欄に掲げる事務に関する情報、3の項事務の欄に掲げる事務に関する情報、4の項事務の欄に掲げる事務に関する情報又は5の項事務の欄に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの
2	市長	浦安市重度障がい者医療給付条例（昭和48年条例第2号）による医療給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、1の項事務の欄に掲げる事務に関する情報又は4の項事務の欄に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの
3	市長	浦安市ひとり親家庭住宅手当支給条例（昭和52年条例第8号）によ	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情

		る住宅手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	報又は1の項事務の欄に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの
4	市長	浦安市子ども医療費の助成に関する条例（平成6年条例第1号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、1の項事務の欄に掲げる事務に関する情報又は2の項事務の欄に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの
5	市長	母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、1の項事務の欄に掲げる事務に関する情報、2の項事務の欄に掲げる事務に関する情報又は4の項事務の欄に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2（第4条第1項）

番号	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの